令和７年度和歌山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

（目的）

第１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報の報告及び公表について、事務を効率的かつ円滑に行うためこの実施要綱を策定する。

（基準日）

第２　この実施要綱で定める基準日は、令和7年4月1日とする。

（実施期間）

第３　この実施要綱で定める情報公表事務の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（報告の対象となる事業者）

第４　報告の対象となる事業者は、基準日より前において下表の指定障害福祉サービス等（以下「対象サービス等」という。）について指定を受けている事業者とする。ただし、災害その他和歌山県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該指定を受けたときに報告の対象となる。

　表

|  |  |
| --- | --- |
| 指定障害福祉サービス※共生型障害福祉サービスを含む | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護療養介護生活介護短期入所施設入所支援自立訓練（機能訓練、生活訓練）就労移行支援就労継続支援（A型、B型）就労定着支援自立生活援助共同生活援助 |
| 指定地域相談支援 | 地域移行支援地域定着支援 |
| 指定計画相談支援 | 計画相談支援 |
| 指定通所支援※共生型通所支援を含む | 児童発達支援放課後等デイサービス居宅訪問型児童発達支援保育所等訪問支援 |
| 指定障害児相談支援 | 障害児相談支援 |
| 指定障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設 |

（報告の方法）

第５　事業者はインターネット上で全国の施設・事業所の対象サービス等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告する。

（報告の開始日）

第６　報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和7年5月1日からとする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。

（報告の期限）

第７　報告期限は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和7年7月31日とする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告期限は、当該対象サービス等の指定を受けた日から2か月以内とする。

（報告の内容）

第８　基準日より前に、対象サービス等の提供実績がある事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の別表第2及び別表第3に基づき、別添1基本情報（別紙（その他サービスの種類において必要な項目）を含む。）及び別添2運営情報を報告する。

２　基準日以降に、新たに対象サービス等の提供を開始する事業者は、別添1基本情報（別紙（その他サービスの種類において必要な項目）を含む。）を報告する。

（公表の時期）

第９　対象サービス等情報の公表の実施時期は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者は、令和7年9月とする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

（情報の更新）

第１０　法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページのURL及びメールアドレスについては、対象サービス等を行う事業者及び事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときは、知事に報告を行うこととする。

２　前項に掲げる事項以外の事項について修正又は変更があった場合には、事業者は速やかに情報の更新を行うよう努める。

（命令を受けた事業者の取扱い）

第１１　事業者は、知事から障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定により、報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

（苦情等の対応）

第１２　公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課とする。

　電話番号　073-441-2537

　FAX番号　073-432-5567

　　附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。